

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

- 巻頭言 ■
- 社会党運動方針案を読む ..... 2
- 前代未聞の強行採決 ..... 3

- P K O法案の問題点と国会審議 ——
- ヤマ場迎えたP K O法案と社会党をめぐる情勢 ..... 7
- 中央と地方のズレに発展の契機 ..... 9

- 第二八回護憲国民会議に参加して ——
- 11・20集会の成功を護憲、社会党防衛の力へ ..... 12
- 求心力の拡散を露呈 ..... 14
- 連合第二回大会の特徴 ——

- 読者からのおたより ..... 18

# 旬刊 社会通信

NO. 492

一九九一年二月二日号

一九九一年二月二日発行  
(毎月一日・十一日・二十日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 社会党運動方針案を読む

社会党は十二月一九日から三日間、第五八回大会を開く。

大会は三つの点で様変わりする。第一に「二年に一度」の大会の始まりとなること、第二に運動方針案でも従来の一部・二部だてが廃止、各局方針は「附属資料」となり採択の対象でなくなることに、第三にシャドウキャビネット、総務会が設置、その結果中執、政審との関係、党の政策決定機構がいまになることだ。過日の「日の丸容認」発言はそのさいたるものだ。

これらは、田辺委員長長の「党名変更」発言、中央委への「国会議員三分の一基準」導入の動きなど、党内民主主義の形骸化、社会党の基本政策転換への策動と不離一体といえないか。

運動方針案にも黒い意図がほの見える。第一に「九〇年代中期」までに「政権交代可能な政治勢力の形成が必要」との視点から、その内容を「社会民主主義勢力の総結集を基本に、リベラルな立場に立つ政治勢力、個人、各界各層などを加えた二大政治勢力の創出」としていることだ。

「社民結集」はやはり言葉だ。だが民社は「社民」とはもはやいえない。残るは社民連だが、「社民」よりは中道保守が正確な見方だろう。このように「社民結集」には実体が一つとしてない。

「リベラルな立場」を加えた二大政治勢力の創出の実体はそれ以上に空虚なように思われる。構想されているのは「自民党の一部」と考えられるからだ。さきの連合大会、そして連合の政治方針でも「自民の一部との二大政治勢力」づくりは容れられず、連合の混乱を深める結果となった。社会党の方針は「リベラルな」との言葉を使うことで、連合に塩を送ったと考えられないか。

第二にシャドウキャビネットに社会党の活動の重点がおかれ、大衆運動ではなく「マスコミ共闘」で運動をすすめようとしていることだ。「日の丸容認」論では苦闘する日教組にも相談がなつかたと聞く。これでは社会党の前進はおぼつかない。

第三に連合への全面的追求が目立つことだ。その典型が参院選で「連合型候補」推進の選挙をおこなおうとしていることだ。選挙は独自の候補と政策で争い、その結果、労働者・勤労者の意識の上に連合がおこなわれるのが常識だ。もし社会党が連合の圧力・介入に屈し、独自候補擁立を見送れば、社会党票は棄権か自民党に回ることとなる。

第四にその当選の結果だが、人権を強調しながら生命をかけてたたかっている国労闘争団への支援、連帯がいつさいないことだ。「豊かさ」には、企業への奴隷的隷従を打破することが、もつとも緊要だ。だが日本社会のこの根本問題と対決する姿勢はない。

社会党が政権党たる道はどこにあるか。PKO法案がその典型だが、自民党の暴政にブレーキをかけることだ。それが共感をよび社会党支持の輪を拡大することになる。

自民の支持基盤は今おおく揺れている。崩壊への道をひた走っている。農民も漁民も、年金生活者も、婦人も若者も、職場で呻吟している労働者も、自民党政治に満足していない。このようなとき重要なことは、イデオロギーを先行させるのではなく、国民の気分を大事にし、反自民の姿勢をはっきり示すことだ。ヨーロッパの社民政党で権力にすり寄って政権を得た政党は、皆無であることを肝に銘ずべきだ。

## 前代未聞の強行採決

—— P K O 法案の問題点と国会審議 ——

自民党は P K O (平和維持活動) 法案を衆院国際平和協力等に関する特別委員会が十一月二十七日、強行採決した。公明党はこれに同調したが、二十八日から二日間の大会で市川書記長初め指導部に批判が集中した。同委員会の林委員長(自民党)は、委員長席から遠く離れた委員会室の出口に近いところで、手書きの文書を読み上げた。一メートルしか離れていない場所にいた人の話によっても、「何も聞こえなかった」というのが事実だ。前代未聞の、強行採決である。その時の議事録は、次のようになろう。

大島委員「議長。緊急動議を御願います。(発言する者多く、聴取不能) 打切をお願いします。採決を御願います。(聴取不能) 以上でございます。」

林委員長「……(発言するもの多く、聴取不能) (拍手) ……(聴取不能) (拍手) ……(聴取不能) 委員長退場(十七時四十分)」

### 矛盾だらけの P K O 法案

政府提案の P K O 法案は、国際貢献を口実としながら、また国連の名を借りて、第二次世界対戦後、武装自衛隊の海外派兵を訓練以外の目的で初めて合法化する法案である。先の戦争で犠牲となった日本人、アジア太平洋の人々の血で書かれた憲法を踏みじめる法案であり、戦後日本の政治を書き換え、重大な過ちを犯そうとする法案である。

同法案は、国際貢献という美名を借り、また国連の名を悪用しているが、実際の国連 P K O 活動では憲法で禁止されている「武力の行使」は、正当防衛のほか任務の遂行などを目的にする場合、国連 P K O の大前提となっている。にもかかわらず、「武力の行使」に至る場合は、日本部隊を「撤収」させ、あるいは P K O 業務を「中断」させるのだから、「武力の行使」を除外することができ、したがって、自衛隊の海外派兵は、「武力の行使」を禁止している憲法の規定に反しないと政府は主張している。海外派兵の合憲性は不問にしながら、一歩先を論じて、自らが憲法の枠組みでは不可能としてきた、「武力の行使」を伴う派兵を P K O 法案は、最大の目的としている法案である。

国連 P K O に自衛隊が参加すれば、憲法違反の「武力の行使」つまり、指揮に基づく「武器の使用」の状態が起りえるのは避けられない。正当防衛の場合であっても、指揮官が「撃て」と命じるのは組織的行動を原則とする軍隊の常識だ。さらに国連 P K O 活動への参加を口実に、自衛隊本来の任務(自衛隊法三条 国の防衛、公共の秩序維持)の条文を変えないようにしながら、海外派兵をし、世界の諸地域での軍事活動もできるよう、任務を拡大させる法案である。

P K O 法案は明確に憲法に違反する法案であり、歴史に残る憲法違反の重大な過ちを犯す法案である。護憲の旗印のもとで活動してきた社会党員はもとより、同じ願いを抱いてきた日本国民への挑戦である。首相や防衛庁長官は、派遣される自衛隊員の正当防衛の際にも、「ガラス細工の法案」(後藤田元官房長官)に固執するあまり、現場の指揮官は「撃て」という命令を出さないと答え、物笑いの答弁を繰り返している。

P K O 法案は、多くの問題を含んでいるが、問題点が釈明されないまま、自民党がかつてない不当、不法な方法で強行採決したことは、法案そのものの違憲性に加え、戦後政治

に大きな汚点を残すものであり、断じて認めるわけにはいかない。

### 新たな段階に入った解釈改憲

P K O 法案をめぐる重大な問題は、解釈改憲があらたに行われていることである。つまり、その時の内閣が憲法解釈を都合によって勝手に言い、実質的に憲法の内容を変えようとしている重大な問題である。

政府は、昨年廃案となった「国連平和協力法案」の審議に際して、平和維持軍（P K F）について「武力行使を伴うということ、たとえ、後方支援であっても憲法上参加できない場合が多い」との見解を示していた。しかし、今回のいわゆるP K O 法案は、それを根底から覆し、自衛隊を併任の形で部隊ごと参加させ、またP K O 以外の人道的平和協力活動にまで自衛隊の業務を拡大させ参加させようとしている。五原則（紛争当事者間の紛争停止の合意、P K O 受け入れの関係国の同意、紛争当事者に対し中立、これらの原則が崩れた場合の撤収、武器使用の制限）を前提にしていると強弁しても、実質的改憲に等しい憲法解釈の変更を、今回また積み重ねている。

さらにP K O 法案は、平和維持軍に参加した部隊が、合意・同意・中立の条件が満たされなくなつた場合には、わが国の参加部隊は撤収できるとし、また、政府案には、国連P K O の基準にはない業務の「中断」が盛り込まれている。部隊の応戦の可能性、撤収、さらに「中断」の判断と、その実行が紛争地域の現場で、いかに実際上は無理かなど、多くの問題が、まだまだ国会審議で解明されていない。

国連P K O の運用原則にはない、日本だけに特有の「業務中断」を設けることは、他国部隊との間で混乱を生じさせることは、目に見えている。「中断」とは、「武器の使用」が法案で許された場合にも、「武力の行使」にならないよう考えられた「苦肉の策」（渡辺外相）である。もともと、国連P K O は、「武力の行使」しか規定しておらず、それを「武器の使用」と区別しておらず、政府のP K O 法案は、入口の段階で欠陥法案と断定せざるを得ない。

撤収、中断にかかわる問題で、日本のP K O 隊員は、隊員の生命が脅威にさらされた場合でも、現場指揮官の命令を受けることはなく、個々、バラバラに武器を使用する、というのが、防衛庁長官を含む政府答弁である。「武器を使用する状況のもとでこそ、組織的な対応が求められる」のが世界共通の常識だが、防衛庁長官の答弁も、そのような非常時に、個々の隊員が勝手にやってくれ、というものであり、自衛隊員の生命の安全を無視しているばかりだけでなく、派遣受け入れ国の市民の生命さえ、無秩序の武装部隊の発砲の危険にさらすものだ。

さらに問題は、平和維持軍の派遣について、政府が事前の国会承認を拒否し続けていることである。自衛隊法で防衛出動や治安出動の際に国会承認が義務付けられているが、海外に出動する場合は国会への報告だけでよい、というのが政府側の答弁だ。宮沢首相は、「防衛出動や治安出動は日本国民の基本的人権や財産権にかかわる問題であり、事前の国会承認が必要だが、P K O の派遣は国民の人権、財産権にかかわりがない。したがって、国会承認はいらない」というように答えている。とんでもない考え方だ。発砲の際に指揮権はないなどという条件のもとで、自衛隊の海外派遣が実施されればどうなるか。受入れ国の市民の生命が、乱射のもとで危険にさらされるのである。首相は日本の都合だけで考えている。外から、日本を見てみる態度が必要である。また自衛隊員の生命もかかってい

る。PKO法案は、受入れ国の主権にかかわる問題であり、防衛出動、治安出動よりも厳格なシビリアン・コントロールが不可欠の問題だ。

#### 審議をつくし廃案へ

死者は、生きている者に警告を發し続けている。先の戦争で犠牲となった日本人、アジア太平洋の諸地域の人々の声が、PKO法案推進者には聞こえないようだ。アジア太平洋地域の人々と日本との間に、真の和解は、残念ながら、政府の無為無策により、まだ成立していない。いまなすべきことは、武装自衛隊員を、かつて日本が侵略したカンボジア等に派兵することではない。

社会党は、非軍事・文民・民生の原則のもとに自衛隊とは別個の組織による、武力以外の方法での国際協力が必要とされていると考え、この方法こそ平和憲法を生かす道であるとして、その趣旨の法案を対案として国会に提出している。審議を十分尽くさず、法案を強引に採決に持ち込んだ自民党の態度は、断じて容認できない。

「PKO法案について国民が抱えている疑問のうち、まだ十分の一しか解明されていない」とある社会党議員は、強行採決の前に語っていたが、この言葉が参議院での審議に引き継がれ、何としても廃案にする戦いを組まなければならぬ。

多くの問題のなかで、憲法にかかわる問題について理解を求め、問題点を整理した。

#### 非軍事が憲法の示す道

PKO法案は、憲法に反する法案である。憲法九条は、武力の行使を永久に放棄し、戦力の不保持をうたい、国の交戦権を否定している。世界第三位の軍事大国となった日本の自衛隊を、憲法九条に沿って正直に字句通りに解釈すれば、自衛隊が憲法に明らかに違反していることは、小学生にも分かることだ。自衛隊そのものが違憲であり、自衛隊の海外派兵は、もとより憲法違反である。

現在の自衛隊の予算、装備などからみて、合憲と言うことが、そういうゴマカシの態度が国際的にも日本の信頼を増すことはけっしてない。

宮沢首相は、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我々の安全と生存を保持しようとした」との部分を用いし、PKO法案が憲法に合致する国際貢献であると衆院での同法案審議の中で答弁している（衆院国際協力特委で十一月二十七日）。これは憲法九条をタナ上げにした論法であり、憲法前文と憲法九条を重ねると、非軍事面での国際貢献しかできないというのが、正しい結論である。

#### 解釈改憲の積み重ね

政府は、その都度、都合のいいように勝手に憲法解釈を行い、解釈改憲を積み重ね、今回、PKO法案を提案した際の九月十九日の内閣官房長官談話で、初めて自衛隊の平和維持軍への参加も憲法上許されると主張するに至った。国連の軍事分野での任務について、政府は次のように、憲法の解釈を変えてきた。一政府が勝手に憲法解釈を変えていいか、国の基本法を、勝手に時の行政府が変えていいか、九十九条（憲法順守義務）との関係など、重大な問題である。

◇一九八〇年の政府答弁書Ⅱ「当該『国連軍』の目的、任務が武力行使を伴わないものであれば、自衛隊がこれに参加することは、憲法上、許されないわけではないが、現行自

衛隊法にそのような任務を与えていないので、これに参加することは許されない。

これまで、自衛隊法に規定がないから、海外派遣ができなかったという説明だが、自衛隊法三条（任務）を変えるのではなく、「業務」の規定にPKOの参加を入れ、目立たないようにし、かつ自衛隊の海外派兵を国際貢献などと表現し、美しく見せようとしている。

◇ 衆院国連協力委での政府答弁書Ⅱ「一九八〇年の政府答弁書にいう『参加』とは、当該『国連軍』の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、自衛のための最小限の範囲を超えるものであって、憲法上許されない。『参加』に至らない『協力』については、当該『国連軍』の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該『国連軍』の武力行使と一体とならないようなものは、憲法上許される」

中断するというが、国連PKO部隊が戦闘に入った場合、同部隊、または近くに配置された日本部隊は、武力行使をした部隊の一部として、限りなく「一本化」したものとみられる。他の部隊（日本の他の部隊の場合も含む）が攻撃を受け、応援を要請した場合、かけつけて応戦するのが常識。この場合も、組織的武器の使用が不可欠で、武力の行使は避けられない。このような事態を回避するには、武装部隊を派遣しなければいし、派兵のための法案をつくるのが、そもそも憲法のもとでは誤りである。PKO法案が「ガラス細工」であり、現場を想定して考えれば、いかにバカゲタ法案であるかよく分かる。

◇ 衆院国連協力委での工藤内閣法制局長官答弁（一九九〇年十一月六日）Ⅱ「停戦監視団的なものに対しては、我が国は参加できる場合が多いと思うし、平和維持軍的なものに対して参加することが困難な場合が多いのではないか」

困難な場合が多いというが、「武力の行使にいたる場合が多い」ということであり、これは「ガラス細工」といわれる法案の弱点の根拠となっている。

国連ではPKO活動について、もともと「武力の行使」と「武器の使用」の概念を使い分けておらず、「武力の行使」だけしか規定していない。「武器の使用」を「武力の行使」と区別して考え法案を策定した政府は、国連のPKO活動において論理矛盾に陥っている。困難が多いから参加できないとしていたのに、「武器使用」を制限したから、参加できないというが、困難な現実の状況が存在しなくなったわけではないはずだ。机上での論理で、「参加できる」としただけである。

◇ PKO法案提案の際の内閣官房長官談話（一九九一年九月十九日）Ⅱ「国連平和維持隊は国連の権威と説得により停戦確保等の任務を遂行するものであって、強制的手段によつて平和を回復するものではない。したがって、国連平和維持隊は従来の概念の軍隊とは全く違うものであり、『闘わない部隊』とか『敵のいない部隊』と呼ばれるゆえんである」。

「武器の使用は、我が国要員の生命又は身体の防衛のために必要な最小限のものに限る」

「紛争当事者間の停戦合意が破れるなど、平和維持隊が武力行使をするような場合は、我が国が平和維持隊へ参加して活動する前提自体が崩れた場合であるので、短期間にかかる前提が回復しない場合は、我が国部隊の派遣を終了させる等の前提を設けて参加することになるので、我が国が憲法第九条上禁止されている『武力の行使』をすることの評価はない」

「また従来の政府見解は、我が国がなんらの前提を設けることなく平和維持隊に参加する一般的な場合についての解釈を示したものであり、特に前提を設けて参加する場合について言及したものではない。したがって、今回の法案にもとづいて平和維持隊に参加することは、憲法第九条に違反するものではなく、このように理解することは、従来の政府見解とも整合性を有する」。

## ヤマ場迎えたPKO法案 と社会党をめぐる情勢

院内と院外が結合へ

十一月二十七日、衆院国際協力特別委でPKO法案が自民党によって強行採決された。議長の声も何も分からない無茶苦茶な採決であった。社会党は同採決および続く本会議採決と身体を張って法案成立阻止のために闘った。

社会党は一時、田辺委員長が「自衛隊の能力の活用」談話を発表し、党内ANDグループからは停戦監視団への自衛隊派遣をみとめるべきだという意見書(本誌第四九〇号参照)がまとめられるなど、自公民体制追隨の姿勢が見られた。しかし、十一月二十日メ切りの委員長公選を配慮してか、田辺委員長のPKO法案反対の姿勢は明確にされ、全党あげての廃案をめざして闘う条件が整えられた。

国対委員長が臨時党大会で清水勇氏を破り村山富市氏になったことも、国会運営の明朗さを生み出し、社会党の毅然とした国会闘争につながっている。前任者の大出俊氏の時は、自民党国対費問題などの噂がたえず、国会闘争の迫力を欠かさせていた。国会論戦では大きな得点はないが、筋を通した国会運営が社会党の闘いを前進させている。

また、政務重視の方針の下、運動局の切り捨てを打ち出し、ここ最近は消極的だった党外大衆闘争も、九月二十五日の市民および国労や党総支部の集会にうながされて、連合や全電通の反対を押し切って十一月十四日には社会党独自の主催で八千人の集会を成功させ、これに自信をつけられ十一月二十六日にも再び日比谷野音で集会を開催するなど、本来の社会党の姿を取り戻したように見える。

つきまとう田辺氏への不安

しかし、それを手放しで喜んでばかりはいられない。田辺委員長は、委員長公選メ切りまではあいまいにしていた参院選広島選挙区の公認問題を、委員長無投票当選が決まるや拒否する方向を打ち出し、また衆議院でのPKO法案がヤマ場を迎えた最も重要なときに、日の丸容認を公表するなど、その行動は左右に大きく揺れている。

九月の委員長公選では「反党改革案」を掲げる上田哲氏に四四%に迫られ、大阪や愛知などの協力党員の大量得票によってかろうじて委員長の席を手にできた田辺氏は、続く臨時党大会で「党改革案」の大幅修正に追い込まれるなど、党内左派との妥協を余儀なくされている。

臨時大会後も、党内の突き上げに配慮して、シャドーキャビネットや総務会を発足させ、裏では金丸氏などと政界再編の話し合いは進めながらも、目立った効果はあげられていない。これがニューウェーブなど若手や右派の不満を呼び、「これでは何のために二十年ぶりに右派委員長をかちとったのか分からない」「田辺氏は無能ではないか」と田辺委員長への批判が噴き上がっている。

したがって、田辺委員長は、十二月大会を乗り切ったあとは、フリーハンドを手に入れ、大胆に右傾化をはかってくる可能性が高い。委員長公選と党大会さえクリアしてしまえば、あとは怖いものは何一つない。党内でどれほど批判が起ころうと、知らぬ存ぜぬで我が道を通り走る危険がある。広島での連合統一候補の推進をはじめ各県での連合候補の決定な

ど、参院選後の政界再編へ向けた布石づくりが行なわれるだろう。民社との選挙協力へ向けて、安保・自衛隊やエネルギー政策で譲歩すらしかねない。

すでに大会方針には、「リベラルな立場に立つ政治勢力、個人、各界各層などを加えた二大政治勢力の創出」が盛り込まれている。田辺氏のめざすところが、参院選後の保革大連合であることは確実である。

社会党の旗を下ろし、海外派兵に賛成するような民社党との協力は、参院選に大きなマイナスとなるであろう。民社党との協力で擁立した一人区の連合候補が一人も当選できないことさえ考えられる。もしそのようなことになれば、広島まで民社党に譲って何のための選挙協力だったのかと言われるであろう。

しかし、参院選の敗北で田辺氏が委員長を辞任するなど甘く考えてはいけぬ。政界再編をめざす田辺委員長にとっては、社会党の参院選勝利など不必要なことである。九二年参院選にも社会党が勝って、参議院議員が八〇名以上、衆議院議員が一三八名々々自民党にこられたら、竹下派よりも大きくなってしまふ。これでは金丸氏は困るので、せいぜい必要なのは六〇七〇名の議員数なのだ。だからこそ、金丸氏は「左派を切ってこい」と言っているのだから、竹下派を上回る数の議員が大挙して押しかけられては、金丸氏の主導権が握れず思惑がはずれてしまうことになる。

したがって田辺委員長にとってはほとんどどの参議院議席の確保でいいのであって、参院選敗北をうけて、さらに委員長に踏み止まって党改革＝解体・再編を押し進める段取りであろう。だからこそ、一議席でも貴重な参院選で、勝てる候補・茨城選挙区の現職・矢田部理氏（五九歳）を公認するよう県本部を指導しないなど、参院選への取り組みの遅れ、消極性が目立つことになる。

#### 「政界再編」論に未来はない

いま党内右派の中には、自信喪失、他力本願がまん延している。総評解散後の党組織の脆弱さに加え、統一自治体選敗北などから立ち直れない状態にいるし、そしてそれがそのまま、保革大連合で政権につけるといふ幻想につながっている。

「社会党がそのまま今までどうりの路線で闘いを続けていては、長期低落傾向は加速度的がかかり、早晚社会党は凋落してしまう。いつまでも安保反対や反自衛隊ばかり言っているではダメだ。そんなことに固執しないで」という。売りに出すら早い方がいいということであろう。したがって、もし九二年参院選でさらに敗北すれば、党解体・保革大連合の流れは本格的に動き出すことになる。信念を捨ててしまえば、あとはパスに乗り遅れまいという思いだけが残る。

すでに自衛隊合憲論、安保容認、天皇制との和解、企業との和解などを打ち出している水曜会は、自民党と同じ土俵にいる。いつ一緒になっても不思議ではない。

しかし、社会党右派議員が自民党と一つの政党となつて、次の選挙で当選してこれであるか。自民党の議員は、一回の選挙に四億から五億円、多い議員は十億使うのも珍らしくない。社会党議員が、社会党の看板も政策も捨てて、自民党と同じ土俵で選挙を闘い、当選できる者は何人いるか。金脈、人脈はそんなに簡単に出来るものではない。社会党の看板があるからこそ、かかるとはいっても四、五千万円の選挙費用で闘えるのであって、何億円もの金を集められると自信をもてる議員はいないであろう。ほとんどが次の選挙では落選の憂き目にあうのが落ちである。

これは連合依存も同様であつて、連合の言うなりに動けば、多少の選挙費用はもらえる



だろうが、票はふえない。連合内組合員意識調査でも示されるように、政治教育、政治闘争に取り組ませない連合内にあるのは、政党支持率は自民党が多数派であって、連合推薦だからといって票が集まるわけではない。

要するに自力で組織も運動もつukれない者が、他力本願でどこにくつついても展望は出てこない。どのような日本を創るのかから出発するのではなく、単なる政党の足し算、議員数の足し算で政権をとろうという政界再編の行く末は明らかである。

### 参院選体制確立を

群れて流れて竹下派金丸氏に操られるのではなく、もう一度自らの政治理念を見つめ直し、自らの力で展望を切り開いていく以外に道はない。参院選に堂々と立ち向かい、その勝利をもって次の展望を切り開くのが最善の道である。社会党比例区当選者を確保するためにも、東京をはじめ北海道や広島など、社会党の旗を鮮明にし、遅れている選挙体制を一日も早く確立しなければならぬ。

田辺委員長は、衆参同時選挙も想定して、衆議院議員の公認を急ぐことも決定した。衆議院はいつでも解散は可能であり、それに備えて公認を急ぐことは必要である。しかし、歴史的な与野党逆転をより強固にする参院選候補者選考もほとんど進まない中で、衆院候補公認だけを急ぐのは、来年二月二十五日で議員公認定年制七〇歳を迎える田辺委員長自身を七〇歳になる前に公認して切り抜けようという、自己中心的、派閥的運営であると批判されるそしりをまぬがれない。党の上に派閥を、派閥の上に個人的権力構想をのせる今日の社会党の典型である。それを打ち破り、参院選勝利と社会党を守り発展させる闘いが、今こそ重要なときはない。

## 中央と地方のズレに発展の契機

——第二八回護憲国民会議に参加して——

十一月一日〜三日、第二八回護憲国民大会が岡山県倉敷・岡山両市で開催され、ひょっとするとこれが最後の護憲大会かとの危惧を抱きながら参加した。大会の最終日に来年は群馬県での開催内定を知らされたが、例年のように次期開催地の代表が大会成功のアピールをするというセレモニーもなかっただけに、危惧が杞憂におわることを願っている。

全体会や特別分科会「新たな護憲運動をめざして」への参加を通して感じた今回の大会の特徴は、正しく継承し発展させなければならぬ財産をたくさん抱えた従来からの護憲運動を、護憲連合事務局や社会党（国民運動局やAND・ニューウェーブの国会議員たち）・連合の一部大単産の三者がよってたかつて運動の空白・変質をはかり、連合を軸に護憲運動の再構成をすすめるという意思がたいへん強くあらわれていたように思う。しかし結論的にいえば、大会執行部のこうした意気込みにもかかわらず、長年にわたり地方で護憲運動に携わってきた参加者からは、心底この提案に賛成するという雰囲気からはずいぶん遠かったといわざるをえない。ここでも、よくいわれるような「上部と下部」「中央と地方」のズレがあった。そしてこの「対立」の中に、これからの護憲運動の「消滅」と「発展」の契機が秘められているのではないかという率直な印象をもった。

### 連合中心に護憲運動!?

全体会の基調報告あるいは特別分科会でのその補足で、牟礼護憲連合事務局長は今日ま

での護憲運動についてきわめて清算主義的な総括を強調し、今後の護憲運動が中央・地方で軸足を総評センターから連合へと切り替えていくべきだと明確に述べた。

基調「四、護憲運動の反省と課題」では――

「これまでの護憲運動には反省しなければならぬ多くの課題がある。

①反戦平和運動は社会主義国が平和勢力で資本主義国は戦争勢力と考え、反米的な性格をもっていた。②護憲運動といえ反戦平和運動、「反対・反対」「守れ・守れ」という集会とデモが中心で、国民が求めている共通の政策を取り上げる積極性に欠け、国政や自治体に反映させる政策、要求、行動が不十分だった。③冷静な憲法論議が少なく、反対する者は保守反動だとキメつけ、一般市民やリベラルな人びととの交流、共同の行動が弱く、幅広い国民運動になっていなかった。④護憲運動は行事、二・一、五・三、一〇・二四、一二・八中心で憲法をくらしの中で生かす運動が弱く、地域から職場からの運動になっていなかった。

以上のような反省のうえにたつて私たちは①憲法改悪に反対し、憲法の理念を守り、生かしひろげる運動、②国民が求めている共通の政策を追求し、国民にわかりやすく人びとに利益をもたらす運動、③「反対」「守れ」だけでなく具体的な効果がある運動、④憲法の理念を発展させる新しい権利に基づく運動、⑤一般市民やリベラルな人々を幅広く結集した運動に改革していかなければならない。」

特別分科会の発言では、「五・三、八・一五などは護憲・新護憲・連合で共催できる可能性が強い。中央・地方で社民勢力が一堂に会した護憲運動の方向をさぐるべきだ。その方向を確認するならばそれに見合った運動をするべきで、連合と一緒にやるために『反自衛隊・反基地・反安保』は基調から抜いている」「二一年間で連合も変わった。連合の指向している方向に護憲運動も変えなければならない。」

社会党・筒井信隆国民運動局長も、同分科会で同様の趣旨の問題提起を行った。さらに助言者として参加した仙谷由人代議士の「掃海艇派遣時に、国連の指揮下で掃海作業をするならば自衛隊の派遣も認めるべきだと主張したが、党内では少数意見であった」という発言もあつたりしたが、発言者は一様に、事務局長の提起する「連合を軸にした護憲運動」という方向性には危惧を表明したのが特徴的であった。

### 参加者は危惧を表明

発言の内容を簡単に紹介すると――

「たとえ中央段階で連合との話し合いが進んだとしても、地方での協議は難しい。民社党の国会議員は掃海艇を迎えに行く。これで幅広い運動となるだろうか」（広島）

「連合に基軸をおいても労働組合の機関依存になる。これでは市民層を巻き込んだ運動にはならない」（愛知）

「新しい情勢といつても何をやるか明確でない。護憲運動が反戦平和運動を基本にするのは当然。反基地闘争などの積極面を肯定したうえで、アジアとの連帯や日本国憲法を世界に打ち出せ」（大阪）

「やってきた運動がダメというのは誤解。運動の発展の中で新たな状況がでてくるのだ。連合にすり寄るだけでなく、まず連合が運動を提起せよ」（東京）

「昨年の大会は国連平和協力法案反対の総決起大会だった。今年の大会はPKOなど具体的な課題への取り組みが弱い。きちんと取りあげる」（埼玉）

「日出生台日米合同軍事演習反対など連合に要請しても大衆運動にはならない。県評セ

ンター解散は時間の問題と思うが、連合が期待に応えられるのは時間がかかる。何らかの組織をつくって対応せねばならない」(大分)

「筒井国民運動局長の提起する『普遍的安全保障』は、自民党・小沢調査会の『国際的安全保障』の概念とどこが違うのか。現実の国連の諸活動に無批判に国連中心主義をいうのは間違いではないか。護憲運動ももっと職場での人権を取り上げるべきだ」(杜青同)

#### 創意と主体的運動の交流、構築を

冒頭述べたように、護憲運動がこのままの流れではきわめて困難な状況に陥るのではないかという危惧を抱いての護憲大会への参加であったが、三日間の大会を通して、やはり全国各地でこれまで運動を積み上げてきた人たちが、単に労組機関依存ではなく創意ある主体的な運動をお互いにつくりだしながら交流を強めていく以外には、これからの護憲運動の展望はないというのが結論的感想である。

現在、護憲・原水禁は運動・組織の再編成を見越してか、総評会館に合同事務所となっている。平和センターは、一部単産の反対で暗礁に乗り上げたまま来年四月の総評センター総会で改めて議論が予定されていたが、この間はやくも断念の方向が固まってきている。地方での平和センター構想も同様の困難に直面していることは想像に難くない。しかし一方では、地方ではあくまでも平和センター結成に向けた努力や「平和と民主主義擁護〇〇県民会議」などの努力が模索されているのも事実である。またP K O協力法案反対闘争の中で、従来の労働組合は労働組合、市民運動は市民運動となっていた運動の枠組みから一歩踏み込んで、党・労組・市民とが一体となって運動の幅を広げる新たな結集の実験が、これも全国のあちこちで展開されている。

当面、政治情勢が否応なく「憲法」をひとつの大きな軸にして動いていくことは当然予見されることであろうから、「司令部」の課題は抱えながらもこれらの運動が憲法擁護の国民戦線の構築へと「下部」「地方」から合流していかなければならないのではないかと考えている。

(兵庫・M)

(六頁から続く) 「敵のいない部隊」であるのに、なぜ、いままで七〇〇人を超える犠牲者が、国連P K O活動ででているか。ときに、P K O部隊は闘わなければならぬのだ。つまり、武力行使をしなければならぬ事態は、避けられない。

◇ 衆院国際平和特別委へ提出の政府見解(一九九一年九月二十七日) 「我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然的権利とすべきものであるから、そのために必要な最小限の『武器の使用』は、憲法九条一項で禁止された『武力の行使』にはあたらない」。

P K O法案では正当防衛のため、国連の「標準運用手続き」(S O P)にある詳細な事前の警告(口頭による警告、威嚇射撃など)を規定していない。いきなり、実効的射撃(発砲)を認めており、法理論上も大きな問題を含んでいる。武器の使用の場合、武力の行使(組織的武器の使用)にならないよう、いかなる場合にも現場の指揮を否定した政府答弁は、P K O法案が実際には運用できないものであり、すでに破綻していることを政府自身が認めたことだ。

解釈改憲を積み重ね、机上で勝手に「五原則」を設定してみても、憲法の枠内での国際貢献は非軍事、文民、民生でしか可能ではなく、それが憲法との関係でもすっきりする国際貢献となる。

## 11・20集会の成功を護憲、社会党防衛の力へ

一月二〇日夜、日比谷野外音楽堂は六千人（朝日）新聞報道）で超満員となった。「つぶせPKO法案、生かせ憲法九条全国集会」が、9・25市民集会より一まわりも二まわりもひろがった連帯のなかで成功したのである。

9・25集会をになった人たちは、臨時国会でPKO法案を何としても廃案に追いこもうと精神的に第二波闘争を準備した。9・25集会のときは、どちらかといえば東京の数少ない人たちが、しゃかりきになんばってやったから、はじめのうちは「変った連中が何かはじめた」というような警戒感的なものがまわりになかったとはいえなかった。けれども、運動のひろがり、何よりもPKO法案が戦後平和憲法体制にいかにも重大な画期となるのがあきらかになるにつれ、狭い見はうすれ、反対運動の気運は急速にひろがっていった。

とりわけ、社会党本部が「連合」に遠慮せず、全電通などがいろいろいても単独で11・14集会を決断し、これに自治労、日教組、国労をはじめ多くの労働組合が熱烈にこたえたことは、反対運動を一気にもりあげた。事実、11・14集会は八千人が結集し超満員の大盛況となった。長野や徳島からの三百人をはじめ、各地の党・県評センターはまってきましたばかりにはせ参じた。

党員、組合員の熱烈な期待をふみにじるようなこともあった。当初の集会名称は「PKO法案を廃案へ」と明確であったのだが、全電通と全通が横やりを入れ、野外音楽堂の看板は「PKO法案政府案に反対」へとかえられてしまったのだ（それでも全電通は不参加だった）。けれどもこんな姑息なやり方をふきとばすような熱気だった。田辺委員長の声をかからした演説には拍手がすくなく、土井前委員長が「PKO法案は廃案しかありませんッ！」とやるとヤンヤの大歓声がおこったのはなかなかであった。

さて、期せずして9・25を第一波とすれば、11・14が第二波、そして11・20が第三波と数千人規模の大行動がわきおこり、九月臨時国会のときは反対運動の意気ごみは大いにかわった。全国各地で党県本、県評センターの行動や、兵庫、京都、大阪等の実行委方式の集会など活発だった。東京では私の知るだけでも七地区で党総支部と社会党支持労組連、ブロック全労協、市民団体などが力をあわせた反対集会がもたれ、うち半数近くは地域デモまで敢行した。こんなことは東京ではすくなくともこの一〇数年間というもの聞いたことがない。

11・20全国集会は、このような盛り上がり支えられ、次のような特徴がみうけられた。第一に、国会議員の意気ごみである。九五人の集会呼びかけ人のうち衆二八人、参二一人が名をつらねていた。この他に衆一〇人、参五人が賛同人となった。多くは「憲法を活かす会」のメンバーのようにみうけられたが、賛同人には田辺誠、山口鶴男、橋崎弥之助各氏なども加わっているからおもしろい。

なお、集会には社会党本部を代表し、小沢克介副書記長が連帯あいさつをした。社会党公認の集会となったわけだ。地方議員の賛同も、東京はもとより神奈川からも多く参加。

都下総支部も三つが機関賛同・参加となった。

第二に、労働運動の良心がいろいろな枠をこえて力をあわせていることだ。呼びかけ人には国労や都労連役員とならび、日教組の各県（高）教組役員が多く名をつらねている。賛同団体で目だつのは自治労で、一〇都県の県本部が賛同。私鉄相鉄労組、鳥取県評センター、全水道本部などもみえる。集会当日は長野県評センターからも参加してきていた。このように、総評センター内の熱心な部隊を全労協系の労働組合が協力するかたちとなった。

第三に、市民団体の健闘である。関東近県はもとより南は広島から北は宮城に至るまで、実に多彩な大小さまざまな草の根団体が総結集してきた。デモの隊列は千五百人くらいになり、一番元気がよかった。

集会は、斉藤一雄衆院議員の国会情勢報告、田英夫参議院議員のカンボジア現地報告、労働組合、市民団体からのアピール、津田塾大教授ダグラス・ラミス氏の話、はせ百合子衆院議員からの反対運動資金カンパうったえ（ベレー帽奮戦の話もまじえたうったえに四万七三八九円が寄せられた）、激励にかけつけた社会党国会議員二人の紹介、大久保清志実行委員会事務局長からの行動提起、最後に力強い国労闘争団の決意と団結ガンバリともりだくさんであった。今冬一番の寒風がふきつけるなか、八時までみっちり集会。そのあと元気にデモに出発した。

さて、こうしてまったくの自主的な運動が多くの団体、人びとの心をとらえ、社会党のとりにくみにも好影響を与えたことはまちがいない。それだけ憲法の将来、民主主義の危機に多くの人が心をくだき、何かをなさねばならぬと考えていたのである。日本の支配階級どもが、凶暴な飛躍をなそうとしている。アジアの人民にふたたび暗い影をおとしはじめている。この意志にはむかうものは一掃しようとしている。とりわけ護憲の最大のとりである社会党をいそぎなくしてしまおうとしている。

これらすべての事態が、社会党と労働運動の内部に、既成の派閥や組織の枠をこえた良心を結集させ地殻変動をおこしているようにみえる。9・25集会や11・20集会、一月月のPKO反対闘争の急な高揚は、この大きな変動の、ほんの一端を示したものにすぎない。課題は、運動の中間的成果を、護憲の党の防衛と、反独占・民主主義擁護の統一戦線の形成にむけてかためていくことである。

PKO法案には廃案の姿勢をつらぬくほかなくなった社会党指導部も、一方で委員長選挙が無競争となるやいなや、「リベラルとの連携」や「日の丸」容認をブチあげた。党本部が反PKO大衆行動をしたくらいで、安心するわけにはいかない。力は、大衆にある。大衆的な下からの結束と行動にある。一にも組織、二にも組織だ。「護憲」の一点でいい。しかし口先だけでなく、ダメなもののはダメとはつきりさせ、「上」がやらねばオレたちがやるという気持で行動をおこすような心がけよう。11・20集会の成功は、誰でもその気になつて力をあわせれば、小なりといえども何事かができる情勢であることを教えてくれている。

（大森 大郎）

## 求心力の拡散を露呈

——連合第二回大会の特徴——

連合は十一月二二の両日、第二回定期大会を開き、九二・九三年度運動方針と諸役員を決定して、第二期のスタートを切った。

大会は発足後二年間の活動、運営を通じて、連合の内部矛盾や限界、今後の活動方向をめぐる意見の対立など、寄り合い所帯の混然とした姿をみせつけ、ヤジ馬的に評すれば「面白い」大会だった。

### PKOで矛盾拡大

大会の最大の注目点は、昨年四月以降、討議をすすめてきた政治方針の確立である。「確立」というのは、昨年四月「連合政治委員会」（委員長得本副会長）が発足し、昨年一月中央委員会で「中間答申」を発表、この答申で継続討議となっていた「新しい政治勢力形成による政権構想」と「政党と労働組合の関係」の具体的方針をこの大会で決定する筈であった。

しかし湾岸戦争に対する態度をめぐって、連合首脳部の思惑をこえる内部の深い対立によって具体的方針を決定するに至らず、またまた二年後の九三年一〇月七・八日に予定している第三回定期大会まで継続審議となったのである。

このことは連合が発足後二年を経たにもかかわらず、なお四労働四団体の「むら意識」にもとづく根強い対立が消えず、求心力を発揮するよりも、むしろ遠心力の方が強く働く現状を現わしているといわなければならない。ことに政治路線においてそれは顕著だ。それは山岸会長の冒頭挨拶が端的に語っている。

「PKO法案に対して、連合三人委員会としては、労組としての主体的立場から、是非とも具体的見解を集約し、内外に示したいと考えました。しかし三役会議、中央執行委員会の議論の流れを見る限り、『修正』と、『廃案、仕切り直し』という意見に二分され、遂に連合として具体的見解を集約するに至りませんでした。その要因の一つとして、自衛隊の憲法上の位置づけについて、連合の統一見解が成立していないことがあげられます。…三人委員会の立場からすれば誠に残念といわねばなりません。しかしこれが政治課題討議を行う場合の『今回の連合の限界』であるとすれば、この現実には、素直に認める必要があると考えます」。

統一見解集約断念のいきさつにふれておかねばならないだろう。

山岸会長ら首脳部は、当初PKO法案について「ものもいわずに目をつぶることは許されない」と意見集約に意欲をみせていた。そのために、全電通に指示をして、まず見解を表明させた。それが全電通中央委（10・15）における園木委員長長の六項目提起である。

- ① 自衛隊とは別組織とする。
- ② 部隊編成は文民主体とし、自衛隊との関係については事実上、休職、出向を認める。
- ③ 派遣対象業務は、憲法九条の精神を遵守し、当面、停戦監視団までとする。
- ④ 護身用の小型火器の携行は認める。
- ⑤ シビリアン・コントロールら貫徹するため、派遣にあたっては国会の事前承認を得る。

⑥ 国際緊急援助隊は、その性格から自衛隊とは別問題として対処する。

要するに政府や自民党小沢委員会が狙っている「自衛隊の海外派兵」を容認するという提案なのである。これをタタキ台として、連合三役会議は一月七日にフリートーキングを行った。この内容については、連合事務局が整理した文書が発表されているが（紙面の関係で省略）、山岸会長の記者会見での説明によると、「法案反対・廃棄」か、「政府原案反対・修正可決」かに分かれた。

ついで一月一四日の中央執行委員会では同じような討議が行われたが、意見の対立はより深刻となり、一旦休憩のあと、会長、会長代行、事務局長が改めて次の提案を行った。① われわれは、国際国家日本として、平和憲法遵守、集団自衛権不行使、国連中心主義の三原則を踏まえつつ、非軍事・非武装の立場に立ち、P K O 的な国際協力を積極的に推進するべきであると考えらる。

② いま審議中の「P K O 法案」は、今後の「わが国の進路」にかかわる極めて重要な国民的課題であると受け止める。

③ この観点から、連合は次の諸点を重視し対応する。

④ 協力隊は、自衛隊とは別個の組織とする。

⑤ 協力隊の隊員は文民を原則とする。

⑥ 協力隊の対象業務は、前二項の基本原則を踏まえ対処する。

⑦ シビリアン・コントロールを徹底するため、国会における承認を条件とする。

④ P K O 法案をめぐる今後の国会対応については、必要の都度、三役会議ないしは中央執行委員会で協議する。

以上を中央執行委員会で確認した。結局昨年の国連平和協力法案に対する態度決定のときと同じく、三原則・二方針を再確認しただけで、法案に対する賛否は決まらなかったということだ。なお昨年末の国連平和協力法案のときは、国会が廃案を事実上決定した段階で、あわてて「廃案」を決定する醜態をさらした。今回は大会で態度決定するに至らなかったにもかかわらず、大会後山岸会長が、民社党が主張している「国会の事前承認」による法案修正可決を支持するよう、社会党に圧力をかけている。民社党案は自衛隊の海外派兵を認めているものであり、重大な背任行為といわねばならない。

### 「政権構想」にも亀裂

政治方針ではもう一つ、政権構想が論議された。四野党の党首を前にして山岸会長はこれまでの連合の討議を集約する形で次のような見解を表明した。

(1) われわれの目指す新しい政治勢力により形成される政権は、自民党に代る政権であり、「非自民政権」である。

(2) その政権はアメリカ型の保守二党論ではなく、ヨーロッパ型の保守対中道・社民勢力という二大政党的なものを指向する。

(3) 以上の方針は、自・社大連合政権と本質的に異次元のものである。

(4) 安保・自衛隊など、国の外交、防衛にかかわる基本政策の一致が、全野党結集の絶対条件であり、その意味において社会党の「政権を目指す責任政党への脱皮・改革」が強く望まれる。

以上の見解は、「中道（公明）・社民（社会、民社、社民連）による政権のうけ皿作り」

を明言したものが、これに対して討論の中で異論が出た。一つは鉄鋼労連が「各野党間の歩みよりが困難な場合は、連合が積極的に介入し、強力な指導性を打ち出せ」と主張したこと。二つは商業労連が、組合員の意識変化を重視し、「野党連合だけで二大政党は可能なのか、自民党の一部を取りこんだ二大政党をつくる意気込みが重要だ」と主張した。前者が鉄鋼驚尾委員長が主張している「連合イニシアによる連合新党論」であり、後者が「保守、中道連合政権論」を意味していることは明らかである。連合首脳部はこれらの意見は「応用問題」であって、「自民党単独政権に代る政権樹立」の基本は一致している、とかわしているものの、政権の基本性格をめぐってなお重大な亀裂があることを表わしている。

PKO法案は自衛隊の海外派兵を初めて制度化するものであり、戦後日本の外交、安保政策の根本的転換となり、憲法の平和原則の空洞化がますます深まることは間違いない。すでに自民党の小沢調査会（国際社会における日本の役割に関する特別調査会）は、報告書骨子をまとめ、その中で「PKO参加の次の段階として、将来の国連の権威の下での多国籍軍、国連軍に対して、積極的な協力、参加を検討する」とまでおちあがっているのである。多国籍軍や国連軍への自衛隊参加となれば、当然憲法改正問題が浮上してくる。PKOへの自衛隊参加がその第一段階として位置づけられていることを注視しなければならぬだろう。連合が構想する社民・中道政権がこれに対してどういう態度をとるのか、一番肝心なところで連合は何も答えていないのである。

大会に提案された新運動方針の第一の様に「新しい日本の進路づくり」をかかげながら、まさに日本の進路にかかわる憲法改悪反対が全く明示されず、PKO法案廃案も決められないのでは、求心力はますます拡散し、国民の信頼を得るナショナルセンターたり得ない、そういう姿をさらけ出した大会だった。

### 「不況先取り」の賃金要求

大会の第二の注目は「九二年春季生活闘争方針」である。「産業・企業優先から、生活・環境重視の経済・政治・社会へ」の転換を大目標に積極賃上げ「八%を中心、二万円以上」、時短「九三年度一八〇〇時間実現」、一三項目の政策制度要求、をかかっている。

問題は減退経済の中でこれらの要求実現にむけてどれだけ本気で闘うかであるが、方針の矛盾を見ると及び腰が目立つのである。

その矛盾は、賃上げ目標が、九一年の八―九%から、九%が消えて八%中心となっていること。賃上げよりも時短重視の姿勢であることは、九一年と同じだが、一八〇〇時間実現目標年次について、主要単産がいずれも九三年に先送りしていること。決着時期について、三月集中決着への前倒しが提起されている点にある。

賃上げ要求が八%中心の一本に設定されたのは、景気減退を先取りしてのことだが、経営側が景気の先行き不明から、まだ殆ど具体的発表をひかえている段階で、労働側が早くも要求の引下げを打ち出すのでは、足元をみすかされてしまうだけだろう。

時短要求については休日増よりも、時間外労働の削減が中心となりそうだ。この点についてJCが一九年ぶりに割増率の引上げ（平日35%、休日、深夜45%）を統一要求としてかかっていることが注目される。

三月決着への前倒しも、「協約なくして労働なし」の原則からいって筋論だが、減速下でより交渉の難航が想定されるとき、妥結日程にしばられて、妥結を急ぐようなことにな



れば、九一春闘と同じく前年マイナスの轍をふむ危険性なきにしもあらずだ。大会では鉄鋼が「すべての民間組織が三月中に決着をはかることが望ましい」とのべたことに対して全電通が「すべての組織が三月決着というのでは問題がある」とのクレームをつけ、連合の調整機能の発揮を求めたが、前途多難を思わせる方針と論議だった。

#### 組織は頭うちの傾向

第三は一〇〇万連合を目指す組織拡大方針である。連合の組織勢力は一〇月段階で、オプ、友好を含めて八一組織、七七四万三六〇七人で、発足当初より約二四万人減となっている。これは自治労・日教組の分裂によるものだが、その他においても頭打ちの感がある。

これを今後二年間のうち、①各組織が二〇%（一五四万人）の組織拡大、②銀行や証券商社関係の組織化などで三四万人拡大、③直加盟組合の産別結集で一二万人拡大、によって計二〇〇万人を拡大する方針が確認された。

これに関して連合の組織的弱点の環であるJ R労働戦線について、J R総連が「一連の分裂は経営側の策謀によるものであり、これに同調する組合の連合加盟は許されない」と釘をさした。今やJ R総連は一三万人から西日本、東海の分裂脱退、九州の脱退によって八万人に激減している。これに対して山田事務局長は「意見として受けとめておく。重大な関心をもって今後の状況を見極めて対応する」と軽くかわした。山岸会長も記者会見で「企業レベルの労使関係に踏みこんでいくのは適切ではない」と冷たかった。

J R総連はさらに解体の方向を加速する。分裂した組織と鉄産総連との統合などで、連合加盟がいずれ問題になるだろう。以上のほか今後の活動として注目しておきたいのは、諸運動方針の中で明らかにされている次のような方針である。

- ① 二一世紀にむけた産業ビジョンと雇用ビジョンづくり。(運動方針その一)
  - ② バカンス法の設定と「社会的休日」設定(その二)
  - ③ 安全衛生センターの設立(その二)
  - ④ 就労多様化対策方針の策定(その三) 中小企業労働者対策資金の設置と労働者供給事業の拡大(その三)
  - ⑤ 「日本高齢・退職者団体連合」設立(大会前日の十一月二〇日に発足)。「連合教育文化協会」の設立。(その五)
  - ⑥ 連合国際協力隊の設置検討。特別委員会で一年目途に方針まとめ。(その六)
  - ⑦ 労働組合の意見決定機関に女性の参加促進のための二〇〇〇年をめざした連合行動計画の推進委員会設置。(その八)
  - ⑧ 連合政治フォーラムの発足(その九)
  - ⑨ 勤労者福祉基金制度の創設、連合連帯共済制度の活用(その一〇)
- 連合が多くを軽視してはならないだろう。山岸会長ら新執行部に今後二年間「離陸から上昇」へむけて「連合の一人立ち体制の確立」(総評センターと友愛会議の解散)に総力をあげると強調している。今後二年間は世代交代の移行期であり、コーポラティズム体制の安定装置として、民間大企業労組主導の労使協調体制をさらに強めていくだろう。しかし状況は離陸から上昇へ、さらに水平から安定飛行への道が必ずしも順調であるとは限らない。そういう連合の求心力の拡散を露呈した大会であった。(山)

## ◇ 読者からのおたより ◇

**PKOで連続学習会** 先日、帯広地区労でPKOの学習会がありました。講師は札幌学院大学の坪井主税（ちから）さんです。帯広地区労では三回目の講演です。初回は「たんにPKO反対でいいのか。われわれのできるPKOはないのか」という問題提起に驚きました。真意は「自衛隊の海外派兵を許さないためには、現状では押し切られるとの危機感があった、文民・民生のPKO活動をつくりだす」ということです。お送りした資料は十一月二〇日の講演の時のものです。これから釧路労大講座に行くところです。（帯広・K）

**編集部より** PKO法案反対の気運は東京でも盛り上がってきました。連日集会やデモがおこなわれています。私も国鉄闘争以外では久しぶりのデモを経験。みんなの顔の明るいうこと。自主的な学習、集会ほど楽しいものはないって感じですよ。力を合わせがんばりましょう。

**熱い思いを胸に** 先日は遠路函館闘争団までおこしくださしまして、ありがとうございます。国鉄闘争に心を寄せてくださる人々の熱い思いをしっかりと受けとめながら、函館の地より闘いつづけます。

（函館・I）

**編集部より** 国鉄闘争、いよいよ第二段階に入ります。闘争団の仲間と本務の仲間がともにスタートラインについたのです。狂気の好景気にもカゲリがみえ、国鉄「分・民」の矛盾は顕右化せずにはおきません。いよいよ国労の出番です。

**コソコソと四年間** 八王子地区チューター学習会が始まって、マル四年たちました。年一冊のペースでテキストを学習しています。この間、三人、四人という学習会の時もありましたが、流すことなく続けてきて少しずつですが仲間もふえました。健康破壊、仕事優先という中で首切りの条件はますます拡大しています。今こそ学習が大切です。皆さん気軽に参加してください。

（八王子・S）

**編集部より** もう四年になりますか。早いものですね。過去二年、社会主義国があれませんでした。これからは資本主義国です。次に備えるには足腰の鍛錬が何よりも大切です。

**われわれの活動重点目標** ①生活・権利の闘いと政治闘争の強化―教え子を再び戦場に送らないために、当面PKO法案反対に全力をあげ、憲法改悪阻止の戦線をひろめたい。また仕事優先思想を克服し、人間らしい生活と権利の闘いを強めよう。②職場闘争、大衆闘争の充実・強化―資本主義の攻撃（臨教審攻撃）の集中心は職場である。職場から反撃の闘いで一人ひとりの組合員の立ち上がりと学習を大切にしていこう。分会新聞をつくっていく。職場闘争にうらうちされた教育研究活動・教育実践を追求しよう。③地域共闘（民主教育を守る共闘会議等）の組織化―他労組団体との交流を深め、要求で一致し、闘う地域共闘、一致する要求で共同行動（分会、単組同志）を追求しよう。（日教組・I）

**編集部より** こうしよう、こうもできると学習計画、行動計画等、トレーニングの計画をたてていらっしゃるはずですよ。ぜひ全国の仲間の考えていらっしゃることを、日教組の仲間のようにお送り下さい。

**国労が中労委前座り込みへ** 国労闘争団は、採用差別事件の早期解決を求めて十一月二一日から、中労委前で座り込みに入った。これは、夏の四五日間の行動につづくもので、十二月二七日まで（日曜・祭日除く）毎日、北海道と九州の闘争団を中心に行う。今回の行動は「年内に中労委の権限による地労委命令をふまえた」解決をかちとることが目的。初日の二一日には本部三役を先頭に七十人が参加した。